

滋賀県行政経営方針 実施計画の目標一覧

取組項目	目標	定性的目標	定量的目標		目標設定の考え方	数値目標の考え方 (数値目標のみ)
			H27実績	達成状況		
<b>経営方針1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携</b>						
<b>1 効果的な県政情報の発信、積極的な情報公開の推進</b>						
(1) トップの発信力を活かした県政情報の発信	① 知事による情報発信力の強化	○			県政情報の発信には知事からの発信力を強化することが重要なため。	
	② より戦略的な情報発信の推進	○			職員1人1人の広報マインドの向上を図ることが重要であるため。	
(2) 多様な媒体による効果的な広報の展開と職員の広報マインドの向上	① 県公式ツイッターのフォロワー数 H26(H27.1末現在) 9,644人 → H30末 18,000人	○	11,490人	22.1%	ツイッターに対するユーザーの好感度の高さが数値として反映されるフォロワー数を目標とした。	ツイッターの充実により、2,000人×4年=8,000人程度の増加を目標とした。
	② 県公式フェイスブックページの登録者数 H26(H27.1末現在) 2,500人 → H30末 7,000人	○	4,360人	41.3%	投稿に対するユーザーの好感度の高さが数値として反映される登録者数を目標とした。	投稿の充実により、1,000人×4年=4,000人程度の増加を目標とした。
	③ 広報研修受講者アンケートで、「今後、広報マインドを意識して業務を進めたい」と回答した受講者の割合 80%以上	○	79.4%	99.3%	広報研修は、広報マインドを学ぶことで広報力向上を図るものであり、研修目標達成度を目標とした。	効果的な研修により、広報マインドを意識する受講者が80%を目標とした。
(3) 施策構築や予算編成過程の透明化の推進	① 翌年度に向けた施策構築方針や政策課題協議などの施策構築過程から基本構想の進行管理までを適切なタイミングで公表することによる透明化の推進	○			多様な主体との協働には、施策構築に係るPDCAサイクルの各段階において情報提供等を行うことが重要なことから、適切なタイミングでの公表を目標とした。	
	② 予算編成の各過程での公表、公開等の取組の継続、県民等がよりアクセスしやすく、分かりやすい情報提供の検討	○			様々な機会を捉えて情報発信することで県民等が県政への関心を高めてもらうため。	
(4) 県の魅力や県政情報の積極的な発信	① 観光入込客数(延べ) H25 4,523万人 → H30 4,800万人	○	4,808万人	100%	観光客の増減を把握することが県の魅力発信の成果、課題を把握する上で適切であると考えられるため。	NHK大河ドラマの効果等で観光入込客数が過去最高を記録した平成23年の4,736万人を超えることを目標とした。
	② 情報公開・個人情報保護調整会議の開催、前年度の情報公開請求制度の運用状況を分析した上で、情報提供推進要綱の対象とすべき情報の庁内での確認の実施(毎年度)	○			県民に対する県の説明責任を果たすとともに、県政の透明性の維持・向上を図る必要があるため、情報公開制度の運用状況を定期的に分析するとともに、情報公開制度に関連する諸課題について各実施機関で共通認識を図ることを目標とした。	
(5) 安全・安心に関する情報の提供	① 「しらしがメール」登録者数 H27.1末 43,356人 → H30末 64,000人	○	47,594人	20.5%	より多くの県民に安全・安心に関する情報を受け取ってもらうことが重要であるため。	他県の状況や過去の伸び率から、人口比4.5%を目標とした。
	② 県内の全市町において、県が提供する防犯情報(犯罪多発警報、犯罪発生情報等)がタイムリーかつ効果的に活用されるための支援	○			各市町に、他の市町の先進的な取組や、効果が認められた取組を紹介することで、情報発信の方法や内容に工夫をこらし、住民に対して、わかりやすくかつ必要な情報の伝達が可能となるため。	
	③ 犯罪情報等の迅速な発信と、そのための県と警察本部との緊密な連携	○			県と警察本部が持つ情報の共有や情報伝達のためのネットワーク等を相互に活用することで、県民に対して、迅速かつ適切に、安全・安心に関する情報提供を行うため。	
	④ 新たな防災ポータルサイトの構築(H27)	○			災害に関する情報を迅速に収集、提供できるサイトの構築が重要であるため。	
(6) オープンデータ化の推進	オープンデータ化率 H26 0% → H30 100% (オープンデータとして公開する必要性またはニーズが認められる情報・データのうち、二次利用が可能な形で公開されているものの比率)	○	オープンデータ化 25件	-	全庁におけるオープンデータ化を促進するため。	オープンデータ化が求められる情報を漏れなく公開・提供することを目標とした。
(7) 多面的な財政情報の提供	① 新たな統一基準に基づく財務書類の整備 一国のスケジュールに歩調を合わせ、平成29年度から実施	○			総務大臣通知により平成29年度までに統一基準に基づく財務書類を作成することが求められているため。	
	② 分かりやすく学べるテキスト等の作成 一課題等の整理を含めた検討を行い、H28に作成	○			授業において最大限活用が可能なものにするため、内容の検討が重要であるため。	

取組項目	目 標	定性的 目 標	定量的目標		目標設定の考え方	数値目標の考え方 (数値目標のみ)	
			H27実績	達成状況			
<b>2 県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映</b>							
(1)県民とのきめ細かな対話の実践 (2)県民の声の施策への一層の反映	①「こんにちは!三日月です」の開催 H26 年10回 → H30 年18回		○	12回	40.0%	対話と共感による県政を推進するため、先進的な取組や特色ある活動を行っている団体等の訪問を目標とした。	対話機会を広げるため、H26(年10回)から毎年2回増を目標とした。
	②県政モニターアンケートの実施 H26 年12回 → 継続実施(毎年度12回)		○	22回	100%	施策等の検討改善に活用するため、県政モニター(県民400人)へのアンケート調査の継続の実施を目標とした。	年間を通じて実施することとし、月1回程度(年12回)を目標とした。
(3)県民政策コメント制度の活用推進	実施案件のより一層分かりやすく効果的な周知徹底		○			より一層、県民政策コメント制度が活用されるためには、実施案件の情報発信を充実させる必要があるため。	
<b>3 多様な主体との協働・連携の推進</b>							
(1)「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定・運用	多様な主体との協働事業数 H26 124事業 → H30 200事業		○	164事業	52.6%	多様な主体との協働は、量と質の両面から推進する必要があることから、可視化しやすく、協働の推進状況を表す指標ともなっている協働事業数(量)を目標とした。	H23年度から4年間において、協働事業数は120前後の横ばいで推移していたことから、毎年20件ずつ、4年間で80件増加を目標とした。
(2)民間との協働に関する提案募集・相談窓口等の運用	協働推進主管課において協働に関する提案・相談等を受け付けた件数(年間) H26 4件 → H30 20件		○	17件	81.3%	民間からの自由な発想による提案を推進するため、実現件数でなく、協働の提案・相談件数を目標とした。	毎月1〜2件程度、協働提案・相談を常態的に受け付けることを目標とした。
(3)協働型県政を支える人材の育成	主査級職員研修受講者に対するアンケートにおいて「今後、自らも協働事業に携わりたい」と回答した受講者の割合 80%以上		○	83.12%	100%	職員の協働に係る理解と意識の向上を図ることを目的に職員研修を実施しているが、受講者数は、毎年変動することから、受講者の割合を目標とした。	研修の効果として、受講者が、概ね協働に取り組むことを目指し、目標を設定した。
(4)企業および大学との積極的な連携	①企業等との包括的連携協定締結数 毎年度1件以上		○	企業3件 大学3件	100%	(企業)県と企業のそれぞれの強みを活かした連携・協働を推進し、県民サービスを向上する仕組みである包括的連携協定数を毎年継続して増やしていく必要があるため。(大学)滋賀の活性化と若者定着を促進するためには、県内大学の知の集積と学生の新しい視点を地域の取組に活かす必要があるため。	継続して、包括的連携協定締結企業を開拓することを目指すとともに、県内各大学の人的・物的資源を様々な分野で有効に活かしながら、滋賀の活性化を着実に進めるため、協定締結件数を毎年度1件以上とした。
	②協定締結済の企業等との定期的な意見交換等による相互連携や協働の取組の充実		○			包括的連携協定の締結以降も継続して、県と企業が連携・協働し、県民サービスを高めていくことを目指すものであるが、連携の形態は多岐にわたり、統一的な数値で効果を表せるものでないため、相互連携や協働の取組の充実を目標として設定した。	
(5)多様な主体が活動しやすい基盤の整備	①認定・仮認定・条例個別指定を受けたNPO法人数 H25 10法人 → H30 35法人		○	19法人	36.0%	協働の担い手であるNPO法人が認定等を受けると寄附を集めやすくなり、活動基盤の強化につながることから、認定等を受けたNPO法人数を目標として設定した。	H26年度以降、毎年5法人ずつ増やすことを目標とした。
	②事業報告書等をホームページで公表している法人の割合 H25 87.3% → H30 95%		○	92%	61.0%	NPO法人に関する情報提供の充実を図ることで、NPOがより多くの人から共感、信頼、協力を得ることが可能となり、NPO活動の活性化につながると考えられるが、NPO法人数は変動することから、公表している法人の割合を目標とした。	解散手続中等の法人を除き、ほとんどの法人がホームページで公表すること目標とした。
<b>経営方針2 地方分権のさらなる推進</b>							
<b>1 国への提案活動の推進</b>							
(1)国の提案募集方式・手挙げ方式への対応	国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等による本県の自主性・自立性の向上		○			地方創生の実現に向け、地域の実情に応じた、自らの責任と判断により施策を推進していくためには、なお一層の国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等を進め、本県の自主性・自立性を向上させる必要があるため。	
(2)国への積極的な政策提案の実施	国への政策提案の実施 年2回(春・秋)		○	2回 (6月・11月)	100.0%	国への提案・要望の中には、制度の創設・改正等に関するものなど、中期的な視点から粘り強く継続して本県の実情や課題を伝え、提案・要望していく必要がある項目もあることから、提案の実施回数を目標とした。	国における次年度の政策検討等の時期に合わせて効果的・効率的に行うため、概算要求の前と後の計2回とした。 春・制度の創設・改正に関する提案・要望 秋・予算の重点配分等に関する提案・要望

取組項目	目 標	定性的 目 標	定量的目標		目標設定の考え方	数値目標の考え方 (数値目標のみ)	
			H27実績	達成状況			
(3)地方分権改革に係る情報発信	地方分権改革に係る市町との意見交換の実施 年3回以上		○	6回	100.0%	県・市町職員等との情報交換・ネットワーク化にあたっては、市町との意見交換の実施が不可欠であるため。	目標設定当時の実施回数(年2回)を上回ることを目標とした。
<b>2 広域連携の推進</b>							
(1)関西広域連合の効果的な活用	①地方分権推進の視点から本県における広域的課題の検討を実施(H27目途)		○			県民益の確保が図れるよう、スケールメリットを活かした広域的取組を推進する必要があるため。	
	②第3期広域計画(H29～)等に本県の考え方を反映させ、地方分権改革を推進		○			関西広域連合の取組が県民益に資するようしていく必要があるため。	
(2)中部圏・北陸圏との連携の推進	①「広域連携推進の指針」の改定(H27前半)		○			平成27年3月に策定された「基本構想」の実現に向け、広域的課題に適切に対応するため、他の都道府県との広域連携の推進を図る必要があるため。	
	②近畿、中部、北陸の各圏域の結節点という本県の地の利を十分活かすための中部圏・北陸圏における効果的な広域連携の推進		○			「広域連携推進の指針」に沿って、中部圏・北陸圏との連携を一層活発化させていく必要があるため。	
<b>3 市町との連携の推進</b>							
(1)市町との連携を通じた地域課題への対応	①小規模自治体への配慮や市町間連携による地域課題対応の支援		○			市町との連携を推進する上で、地域の課題や実情を踏まえた取組が極めて重要であることから、個々の小規模自治体への配慮や、市町間連携による地域課題対応への支援を目標とした。	
	②自治振興交付金 人口減少社会対応市町提案事業 H26 0市町 → 毎年度19市町が実施		○	19市町が実施	100.0%	人口減少という市町に共通する課題に対し、県内すべての市町で取組を進められることが重要であることから、人口減少社会に対応した自治振興交付金の提案事業がすべての市町で実施されることを目標とした。	事業に取り組む県内の市町数を目標とした。
(2)市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進	①権限移譲または事務の共同化に係る市町との意見交換の実施 年3回以上		○	6回	100.0%	新たな権限移譲や事務の共同化の検討においては、市町との意見交換の実施が不可欠であるため。	目標設定当時の実施回数(年2回)を上回ることを目標とした。
	②湖東地域における徴収業務の共同化 H27から開始		○			高島地域に引き続き、県と湖東4町の合意に基づき予定どおり開始することが重要であることから目標とした。	
<b>経営方針3 質の高い行政サービスの提供</b>							
<b>1 人材・組織マネジメント</b>							
(1)簡素で効率的な組織・体制の整備	簡素で効率的な組織体制であるとともに、県政の重要課題への対応や県民ニーズに即応した行政サービスを提供できる最適な組織体制となるよう、毎年度、継続的な見直しを実施		○			地方公共団体は、地方自治法第2条の規定に基づき、常にその組織および運営の合理化に努める必要があるため。	
(2)横つなぎの総合行政のさらなる推進	これまでに構築した横つなぎの総合行政の推進とさらなる強化		○			地域や県民の暮らしの中にある課題に対して的確に対応するためには、部局横断による横つなぎをさらに強化することにより、政策の立案および推進機能の一層の充実を図る必要があるため。	
(3)県庁力最大化と職員の意識改革に向けた取組の推進	①「職員提案」提案件数 H26 25件 → 毎年度 50件以上		○	80件	100.0%	組織内の幅広い知の活用や職員の政策形成能力の向上を図るとともに、職員による自由な発想を引き出すため、実現件数ではなく、提案件数とした。	目標設定当時(H26)の実績25件からの倍増を目標とした。
	②「キラリひらめき改善運動」提案件数(H27より実施) 毎年度 職員1人1件(計4,000件)		○	延べ3,846人	96.2%	職員の業務改善の意識醸成を図り、職員による自由な発想を引き出すため、実現件数ではなく、提案件数とした。	全庁的に職員一人一人が取り組むことを目指し、職員数と同程度の件数を目標とした。
	③「一緒にやりましょうプロジェクト」実施件数 H26 103件 → 毎年度 150件以上		○	108件	72.0%	特別な事業予算を伴うことなく政策課題の解決や県民サービス向上を図るという趣旨から、できるだけ多くの取組が実施されることを目標とした。	目標設定当時(H26)の103件の5割増を当面の目的として、件数150件を目標とした。

取組項目	目 標	定性的 目 標	定量的目標		目標設定の考え方	数値目標の考え方 (数値目標のみ)
			H27実績	達成状況		
(4)職員の意欲と能力を高めるための人材育成の推進	人材育成の取組により、職員の意欲と能力の向上を図ることによる県民サービスの向上	○			県民サービスの向上のためには、職員一人ひとりの意欲と能力を高めることが必要であるため。	
(5)女性や若手職員の活躍推進	①課長補佐以上の管理職に占める女性職員の割合(教員、警察官を除く) H30までに10%以上	○	10.8% (H28.4.1)	100%	多様な視点を施策構築等に活かし、県民サービスの向上を図るためには、意欲と能力のある女性職員が政策や方針の決定過程に参画することが必要であるため。	女性職員の割合に応じた女性管理職がいることが望ましいが、当面の目標として、策定当時の実績(8.3%)と今後の退職動向等を踏まえて設定した。
	②係長に占める女性職員の割合(教員、警察官を除く) H30までに15%以上	○	13.5% (H28.4.1)	90.0%	組織の最小単位である係の責任者、係長としての経験が、管理職に必要な組織の管理・運営に係る知識やスキルの習得につながるため。	女性職員の割合に応じた女性係長がいることが望ましいが、当面の目標として、策定当時のグループリーダーにおける実績(11.0%)を踏まえて設定した。
(6)人事評価制度の構築	改正地方公務員法の施行にあわせた円滑な人事評価の実施	○			地方公務員法が改正され、組織全体の士気高揚を促し公務能率の向上を図るため、平成28年度から人事評価制度の導入が義務付けられたことから、その円滑な実施を目標とした。	
(7)コンプライアンスの徹底	職員のコンプライアンス意識を徹底し、不祥事の再発防止に向けた取組の実施	○			県民の信頼を損なうような事案の発生を根絶するためには不断の取組が必要であるため。	
(8)職員の心身の健康管理の推進	①年次有給休暇の職員1人あたりの年間平均取得日数 H25年 10.7日 → H30年 14日	○	11.6日	27.3%	少子化対策および女性活躍推進の観点から、ワーク・ライフ・バランスの実践に取り組んでおり、その指標としては、年次有給休暇の取得状況を用いることが適当であるため。	国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等で目標に掲げている年休取得率(70%)に準拠している。
	②定時退庁実施率 H25 83.4% → H30 95%	○	84.6%	10.3%	時間外勤務のあり方を見直す契機とする手法のひとつとして定時退庁日を定めており、その実施状況を把握して、促進を呼びかけているため。	できるだけ全職員が定時退庁するという方針を掲げつつも、県民の安全を守る等のために一定の時間外勤務をせざるを得ない職員数を考慮し設定した。
	③男性職員の育児休業取得率 H25 8.1% → H30 13%	○	9.9%	36.7%	少子化対策および女性活躍推進の観点から、男性の育児参画を促進しており、その指標としては、子が生まれた男性で育児休業を取得した割合を用いることが適当であるため。	国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等で目標に掲げている男性育児取得率(13%)に準拠している。
	④メタボリックシンドローム該当者割合 H26(速報値) 11.4% → H30 10.0%	○	10.9%	35.7%	生活習慣病発症リスクの高い状態であるメタボリックシンドローム該当者割合の減少を目標とした。	平成30年度の目標「10%」の達成に向け、各年度ごとの目標数値を設定した。
	⑤メンタル不調による新規長期療養者数 H26(12月末) 19人 → H30 15人	○	28人	0%	ストレスチェックの法制化、メンタルの研修や相談機能を充実し、メンタル不調者の早期発見・早期対応に取り組み、新規長期療養者数を減らすことを目標とした。	メンタルヘルス対策の推進により、毎年度1人ずつ減らしていくことを目標とした。
(9)適正な定員管理・給与管理	①事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することによる適正な定員管理(毎年度)	○			地方公共団体は、地方自治法第2条の規定に基づき、常にその組織および運営の合理化に努める必要があるため。	
	②級別の職員構成を一層厳格に管理するための昇格基準の見直し、適正な給与管理	○			職務給の原則を踏まえ、職務実態に応じた給与管理に努めるため、昇任管理の見直しと併せて、昇給基準の見直しに取り組むことを目標とした。	
<b>2 業務マネジメント</b>						
(1)ICTの活用による業務の効率化	①情報システム評価制度に基づく全システムの評価および結果の公表(H30までに達成)	○			システムの導入・改修や利用継続に対する投資判断に繋がる、システム評価制度の確立が必要であるため。	
	②ASP、クラウドサービスの利用率 10%	○	対象9件中1件で利用	11.1%	民間クラウドサービス等の活用を促進することにより、システム導入・運用管理に係る業務の省力化とコスト削減を図るため。	利用割合の増加を目指し、計画策定前の5年間の実績(5.7%)の概ね2倍を目標とした。

取組項目	目 標	定性的 目 標	定量的目標		目標設定の考え方	数値目標の考え方 (数値目標のみ)
			H27実績	達成状況		
(2)民間活力活用の推進	①総務事務の集中処理に係るアウトソーシングの導入の検討 H29中に方針を決定	○			民間活力の活用策として、定型的業務である総務事務のアウトソーシング導入を検討し、平成29年度までに具体的方針を決定することとした。	
	②指定管理者制度の見直し H27上半期に実施	○			指定管理者の選定にあたり競争性を確保するため、県との適切な役割分担のもと指定管理者の参入意欲をより高める必要があるため。	
(3)作業等の省力化、仕事の進め方の改善、時間外勤務の縮減	①職員1人あたり時間外勤務時間数(知事部局)(災害対策業務等を除く) H25 15.3時間/月 → 毎年度 14時間未満/月	○	H27 16.3時間/月	0%	公務能率と職員の健康管理等の観点のものであることから、1人あたりの月平均時間数とした。	H26の実績時間である14.9時間/月を下回る時間数を目標とした。
	②Web会議システム利用回数(H26導入) H30 年間128回以上	○	40件	31.3%	Web会議システムによる会議・打合せを増やすことにより、会議開催のための日程調整や会場確保、会議参加のための移動に要する時間の削減を図るため。	各部局において概ね月1回のWeb会議が開催される状態を目指す値とした。
(4)行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進	①各業務継続計画(震災編)の更新 →随時	○				
	②各業務継続計画(震災編)の職員への周知 →全職員への周知	○				
	③各業務継続計画(震災編)に基づく訓練の継続実施 →随時	○				
	④びわ湖情報ハイウェイの障害による業務への重大影響の発生件数 →0件	○	0件	100.0%	県の基幹システムをはじめ様々な業務システムを支える通信基盤に当然求められる水準として設定した。	業務の性質上、当然求められる水準として設定した。
	⑤職員認証基盤、ファイルサーバ、県ホームページ等重要システムの障害による業務への重大影響の発生件数 →0件	○	0件	100.0%	県庁全体の最も基本的で重要な基幹システムに当然求められる水準として設定した。	業務の性質上、当然求められる水準として設定した。
	⑥ウイルス感染、外部からの攻撃・侵入、誤操作等に起因する情報セキュリティ事故または事件(情報漏えい、情報消失、情報改ざん、システム停止等)の発生件数 →0件	○	4件	0%	県が扱う情報資産の機密性や正確性、適切に利用できる状態を阻害するセキュリティリスクの防止を図るため。	県民の信頼を確保するうえで、県が達成すべき水準とした。
(5)-1 入札および契約に関する制度の適正化【公共工事】	毎年度の見直し・改善による一層適切な入札契約制度等の構築	○			PDCAサイクルによる継続的な改善を実践する取組であるため。	
(5)-2 入札および契約に関する制度の適正化【物品、役務・委託】	①調達・契約における社会的要請等に配慮しつつ、入札・契約事務の適正運用を徹底し、定期的に契約状況調査結果(公共工事を含む)を公表	○			入札・契約事務の透明性・公平性・競争性確保の上から、定期的に契約状況の結果を公表することに大きな意義があるため。	
	②物品(文具・紙・事務機器、印刷・製本、車輛等)のグリーン購入率 H25実績 91.26% → H30 96%	○	95.6%	92.2%	社会的要請への対応の中でも環境先進県として全庁的に取り組むべき項目であるため。	グリーン購入率が90%を超えている中で、印刷・製本は使用紙を変えることで率を上げる余地があり、全体として5年間で5%上げることを目標とした。
(6)出資法人の経営改善、自立性拡大の推進	①経営評価の実施 H27から実施、公表	○			出資法人自らが経営状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにして改善につなげていくマネジメントサイクルの確立が重要であるとともに、法人経営の透明性を向上させるため。	
	②県以外の者からの収入の拡大 H30においてH25より拡大	○	(経営評価において把握)		自立性拡大のためには、財政の自立性を高めることが必要であり、県の財政支出に過度に依存しない財務体質の確立が重要であるため。	計画策定時の直近の状況以上の拡大を目標とした。
	③所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修の受講率 H26 27% → 毎年度 80%以上	○	65.5%	81.9%	経営改善状況等を把握するためには、会計や財務に関する知識が求められるため。	すでに一定の知識を有する職員もいることなどから、80%を目標とした。
(7)-1 公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大【流域下水道事業】	H31当初の公営企業会計への移行	○			H27からH31までの5年間に、総務省より公営企業会計への移行を要請されており、H31当初の移行を目標として設定している。	
(7)-2 公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大【公営競技事業】	H27からH30の4年間で、310,000千円の一般会計繰出金を確保	○	200,000千円	64.5%	びわこボートレース場中期経営計画に基づき設定した。	びわこボートレース場中期経営計画における数値より設定した。

取組項目	目 標	定性的 目 標	定量的目標		目標設定の考え方	数値目標の考え方 (数値目標のみ)
			H27実績	達成状況		
(7)-3 公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大【工業用水道事業・水道水供給事業】	①アセットマネジメント計画の策定 H27	○			将来にわたって水道事業運営を持続可能とするため、財政収支計画等を踏まえた長期施設整備計画を策定することを目標とした。	
	②耐震対策事業の実施 H29 吉川浄水場新設(耐震)工事着工(H32完了)	○			水道サービスの持続に不可欠な整備を行うため、液状化が危惧される吉川浄水場の耐震対策を優先実施することを目標とした。	
	③水道用水管路耐震化率 H26 31.3% → H30 35.0%	○	32.7%	37.8%	水道サービスの持続に不可欠な整備を行うため、老朽化が進む管路更新事業を着実に実施していくことを目標とした。	アセットマネジメント計画の管路更新事業を実施することを目標とした。
(7)-4 公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大【病院事業】	①第3次県立病院中期計画目標の達成	○			病院機能と経営基盤の強化を図るためには、中期計画に基づく取組の確実な推進が必要であるため。なお、中期計画ではバランススコアカードの手法を用いて多岐にわたる数値目標を設定しているほか、計画期間中の収支計画も掲載している。	
	②第4次県立病院中期計画の策定(H28)および計画目標の達成	○			県立病院に求められる役割を今後も果たすことができるよう、県立病院のあり方を検討して次期中期計画に反映し、計画に基づく取り組みを確実に推進する必要があるため。	
<b>3 公共施設等マネジメント</b>						
(1)建築物におけるファシリティマネジメントの推進	①施設評価の実施による施設総量の適正化	○			将来の更新や維持管理に係る経費の縮減を図るため施設の見直し等を行う必要があるため。	
	②長寿命化対象施設における「長期保全計画」策定率 H26 0% → H29 100%	○	16.8% (22施設)	16.8%	施設の長寿命化を図るために必要な予防保全工事の内容や実施時期、所要額を早期に把握し実施する必要があるため。	現体制による全長寿命化対象施設の調査や計画作成に要する期間とした。 (「公共施設等マネジメント基本方針」に計画をH27～H29年度に作成する旨明記)
	③「更新計画」の策定 H27	○			更新・改修に係る財政負担の平準化を図るには、計画的な取組が必要であるため。	
(2)インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進	個別施設計画の策定 H25 9計画 → H30 34計画	○	22計画策定済	52.0%	社会インフラの戦略的維持管理には、長寿命化計画の策定および計画に基づく取組が不可欠であるため、計画策定数を目標とした。 (計画策定単位は、施設の特性に応じて個別に設定。)	建築物、病院、公営競技事業施設を除く、インフラ、公営企業施設のうち、個別施設計画の策定が想定されている全ての施設を目標とした。
(3)「公共施設等総合管理計画」の策定および推進	①公共施設等総合管理計画の策定 H27	○			中長期的かつ総合的な公共施設等マネジメントを行うためには基本的な方針が必要なたため。	
	②個別施設計画の策定 H25 9計画 → H30 34計画	○	22計画策定済	52.0%	社会インフラの戦略的維持管理には、長寿命化計画の策定および計画に基づく取組が不可欠であるため、計画策定数を目標とした。 (計画策定単位は、施設の特性に応じて個別に設定。)	建築物、病院、公営競技事業施設を除く、インフラ、公営企業施設のうち、個別施設計画の策定が想定されている全ての施設を目標とした。
<b>4 財務マネジメント</b>						
(1)県税収入の安定確保等	①成長産業、地域の魅力創造産業、地域密着産業の振興による地域経済の活性化、雇用の維持・拡大	○			県税収入の安定確保等のためには、県内産業の振興による地域経済の活性化、雇用の拡大等が重要であり、「滋賀県産業振興ビジョン」において、左記の3つの産業を今後の振興を図るべき産業として位置付けているため。	
	②県税収入未済額(徴収猶予額を除く) H23末 40.1億円 → H28まで毎年度1.2億円以上の縮減 H29からの新たな数値目標の設定	○	○	△127,397千円	100%	確実な徴収により税負担の公平性を維持するとともに、県税収入の確保を通じて県民サービスの充実につなげるため県税収入未済額の縮減を目標とした。また、現目標がH24～H28のため、H29からの新たな数値目標の設定についても目標とした。

取組項目	目 標	定性的 目 標	定量的目標		目標設定の考え方	数値目標の考え方 (数値目標のみ)
			H27実績	達成状況		
	③税外未収金対策 「税外未収金の共同管理」による未収金回収の推進	○			県税以外の収入未済額の縮減についても重要な課題であり、そのために訴訟等の法的措置を前提とした共同管理という手法により、未収金回収の推進を図ることを目標とした。	
(2)歳入確保対策の積極的な推進	①ネーミングライツ新規契約数 毎年度 1件以上	○	1件	100%	歳入確保を図るためには、自主財源であるネーミングライツの導入を推進する必要があるため。	過去の実績(2年で1件)の倍増を目指し、毎年度1件を目標とした。
	②マザーレイク滋賀応援寄附者数 H26(見込) 85人/年 → H30 110人/年	○	101人	64.0%	より多くの寄附者に、寄附先として滋賀県を選んでいただくという観点から、寄附者数を目標とした。	さらなる寄附者数の増加を目指して、目標年度までに、これまでの寄附者数の伸び率を上回る3割程度を増やすことを目標とした。
(3)受益者負担の適正化	適切な料金設定の維持	○			受益者負担の適正化を図るため、経済情勢等も踏まえ適時適切な料金設定を行っていく必要があるため。	
(4)地方税財源の充実強化に向けた国への要請	地方税財源の充実強化に向けた提案・要請事項の実現	○			地域の経済・雇用対策など、喫緊の課題に地方が機動的に対応できるようにするためには、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築のため、税制の抜本的改革を進めるほか、地方財政計画に地方の需要を的確に反映させ、必要な地方の一般財源総額の確保が図られる必要があるため。	
(5)スクラップ・アンド・ビルドの徹底	財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持	○	312億円	100%	将来における歳入環境の悪化や災害等の不測の事態にも柔軟に対応できる財政基盤を確立するため、財源調整的な基金残高を目標とした。	実質赤字比率の財政再生基準5%に相当する赤字額に対応する額とした。
(6)「選択と集中」による投資的経費の重点化	臨時財政対策債を除く県債残高 H26末見込 6,486億円 → H30末 6,200億円程度まで縮減	○	6,298億円	65.7%	後年度の財政負担を軽減し、財政の持続可能性を高めるため、臨時財政対策債を除く県債残高を目標とした。	将来負担比率が全国平均に相当する200%程度となるような水準とした。
(7)人件費の抑制	ラスパイレス指数 H26 100.7 → H30 100.0以内	○	H27 100.7	0%	人件費は基本的に職員の給与水準と職員数で決まる。ここでは制度等の見直しを行うこととしており、給与水準を目標とした。	国家公務員の給与水準を上回らない水準とした。
(8)効率的な予算執行の徹底	財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持	○	312億円	100.0%	将来における歳入環境の悪化や災害等の不測の事態にも柔軟に対応できる財政基盤を確立するため、財源調整的な基金残高を目標とした。	実質赤字比率の財政再生基準5%に相当する赤字額に対応する額とした。
(9)財政運営上の数値目標の設定	①財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持	○	312億円	100.0%	将来における歳入環境の悪化や災害等の不測の事態にも柔軟に対応できる財政基盤を確立するため、財源調整的な基金残高を目標とした。	実質赤字比率の財政再生基準5%に相当する赤字額に対応する額とした。
	②臨時財政対策債を除く県債残高 H26末見込 6,486億円 → H30末 6,200億円程度まで縮減	○	6,298億円	65.7%	後年度の財政負担を軽減し、財政の持続可能性を高めるため、臨時財政対策債を除く県債残高を目標とした。	将来負担比率が全国平均に相当する200%程度となるような水準とした。
進行管理	実施計画に掲げる取組項目ごとの目標の達成状況 H30末 100%	○	-	-	各取組が着実に推進されることが必要であるため。	全ての取組について達成を目標とした。